

会員卓話

齋藤 安彦 会員

「裁判員制度」について



久しぶりに卓話をさせていただきます。

5月21日に裁判員制度がスタートします。昨日の静岡新聞の朝刊にも出ていましたが、全国で対象となっている事件が134件あります。静岡県では3件、静岡市で2件あります。1件がスナックのママが殺害された事件、もう1件が強姦致傷の事件です。他は沼津の殺人事件。例年静岡県では80件くらいの対象事件があると思われます。

裁判員制度の対象となる事件というのは、一つは法律で”死刑”又は”無期懲役”ということが刑罰として定められている犯罪になります。二つ目は故意に犯罪を犯し、その結果人が死亡した事件、”強盗致死傷”、”強姦致死”、”危険運転致死”、”保護責任者遺棄致死”が対象となります。

5月21日以降に起訴された事件が対象となります。

どのように裁判の日が決まってくるのかと言いますと、裁判員裁判対象事件は必ず「公判前整理手続」を行います。これは、裁判の日程を決めたり、その事件の争点はどこにあるのか、争点をどのような証拠で証明しようとするのかなどを取り決めます。それと平行して、裁判員の選任する手続を行います。裁判員の選任は、毎年10月くらいに市町村の選挙管理委員会が選挙人名簿から無作為に抽出された、割り当てられた人数の人達を裁判所に報告します。裁判所が連絡を受けた人達の中から、ある程度年齢などからピックアップして、「裁判員候補者名簿」を作ります。ケースによって違いますが、具体的な事件1件につき30人から50人くらい名簿の中から選び出して、裁判所から通知がいきます。最終的に裁判員を6人、補充裁判員を1~4人決めます。

平均的には5,000人に1人が裁判員に選ばれます。

◆裁判員裁判の流れ

- 1.裁判員候補者名簿に登載
- 2.呼出通知
- 3.裁判所における裁判員選任手続期日
- 4.選任手続に続いて公判審理開始
- 5.冒頭手続
- 6.証拠調べ手続
- 7.弁論手続
- 8.評議(有罪・無罪と量刑を決める)
- 9.判決宣告
- 10.有罪or無罪



委員会報告

・親睦委員会(高橋委員長)
6/29最終例会は49人中43名の出席で実行いたします。

出席報告..... 杉山 貴章 副委員長

	月/日	出席計算 会員数	出席者	欠席者	出席率	メイク アップ	確 定 出席率
前々回	6/ 8	47名	40名	7名	—	4名	94.0%
前 回	6/15	45名	38名	7名	85%	(名)	—
本 日	6/22	45名	37名	8名	82%	(名)	—